

練馬区立関町北小学校 学校いじめ防止基本方針



令和2年6月

練馬区立関町北小学校

目 次

はじめに	1～2
------	-----

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方	2～6
--------------------------	-----

第1節 いじめの定義

第2節 いじめ防止等の対策に関する基本的な方向性

第3節 いじめ防止等に向けた関町北小学校の基本方針

- (1) 学校において
- (2) 家庭において
- (3) 地域社会において

第2章 いじめ防止等のために関町北小学校が実施する方策	6～16
-----------------------------	------

第1節 「いじめ防止対策委員会」について

- (1) 構 成
- (2) 活動内容
- (3) 招 集

第2節 学校におけるいじめ防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止のための取組

- ① 教職員による指導および取組
- ② 子どもたちによる主体的な取組
- ③ 家庭や地域社会との連携における取組

<参考> いじめ発見につながる子どもからのサインについて

(2) 早期発見に向けての取組

(3) いじめ発見時の取組

- ① いじめ防止対策委員会による対応
- ② 被害児童およびその保護者への対応
- ③ 加害児童およびその保護者への対応
- ④ 周辺の児童およびその保護者への対応
- ⑤ インターネット上でのいじめへの対応
- ⑥ 教育委員会・関係諸機関との連携

第3章 重大事態への対処	16
--------------	----

第1節 重大事態の意味

第2節 重大事態発生時の調査および報告等

- (1) 調査組織の設置と調査の実施
- (2) 校内体制の整備
- (3) 教育委員会への報告
- (4) 外部機関との連携

第4章 学校のいじめ防止行動に対する検証	17～18
----------------------	-------

第1節 いじめ防止に関する学校の組織体制

第2節 いじめ防止に関する子どもへの指導内容

第3節 校内研修による教職員の意識啓発

第4節 家庭・地域社会・関係諸機関との緊密な連携

おわりに	19
------	----

はじめに

本校では、平成24年10月15日付で、保護者・地域住民宛てに、学校としての基本的な考え方を提示しました。その中の校長あいさつをもって、本校の基本姿勢として、教職員には周知徹底をしているところですが、あらためて以下のように確認しておきたいと考えています。

それは、義務教育を行う諸学校は、教育の目的を達成するため、子どもたちが各教科領域における基礎的な知識や技能等を身に付けるだけでなく、自主・自律の精神、規範意識や社会性、公正な判断力や主体性、社会貢献意欲など、現在ならびに将来をたくましく、そして、豊かに生きていくために必要な心と力を体得していく場所であるということです。

「みんな違って、みんないい」と言われますが、性格、趣向、考え方等、個性の違う一人一人が過ごしているのが学校である以上、子どもたちの日常生活には、さまざまな意見の違いや対立、或いは葛藤や悩み等が存在しています。子どもたちが、それらを解決する方策を粘り強く模索したり、よりよい解決に至るための試行錯誤を繰り返したりして、豊かな心や人間力を身に付けていく過程においては、それらは心の成長に必要な、年代に応じた発達課題であると考えることができます。それにより、子どもたちは、将来の実社会を生き抜いていく社会性や判断力、協調性や忍耐力、さらには社会生活上の規範意識やよりよい人間関係を築くことの大切さや難しさなど、人としての多様な力を身に付けていくことができるからです。

しかしながら、何らかの要因で、自分と相手とのわずかな違いを受け入れられなかったり、集団の中での自分の立場を守ろうとして仲間を排斥したりするといった、まさに自己中心的な感情や態度が高じ、自身の弱さやコンプレックス等を解消しようとするところから、それはけ口、代償行為のような形で、特定の相手に対する「いじめ」が発生していくことが懸念されます。今日のコロナ禍のもとでも同様です。

人間社会が築かれてから、いつの頃から、どのような経緯で、どこから「いじめ」が起こるようになったのか、その起源をたどってみても意味はないかもしれません、これだけ科学が発達して、多くの未知のことが解明されても、また宗教や道徳倫理がどんな人にしての道を説いても、今なお「いじめ根絶」には至っていません。それだけ、時代を超えて人間社会というよりも人間個々の心に深く根ざしている問題の一つが「いじめ」なのかもしれません。ですから、「いじめ」を他人事ではなく、自分の内面的な問題として捉えていくことが、学校だけでなく、人間社会から「いじめ」を根絶していく方途の一つなのかもしれません。

人権教育の根本に、「いじめにつながる三つの『い』を見逃すな」という言葉があります。これは、「いたずら・いじわる・いやがらせ」の三つの頭文字の「い」を指します。これらは、大人あるいは周囲の友達の目にも見えているものであり、被害者側からの訴えもあるはずです。ですから、それを軽視することなく、放置すれば大きな心の傷になると判断して対応することが大事であり、特に、**大人のアンテナ、心の感受性が問われている**のです。周りの大人が「大丈夫?」と尋ねれば、いじめられている子の多くが「大丈夫」と答える傾向にあるそうです。それは、相手が教師であれば「告げ口をしたと思われたくない」、保護者であれば「心配をかけたくない」、友達であれば「孤立したくない」等々、さまざまな思いがあって、そういう言動になるのかもしれません。

要は、そういう状況を確認するだけでなく、また、表面的な解決だけでもなく、根本的に解決していくこうとする**大人の側の本気度、真剣さ、あるいは一歩もあとへは引かないといった覚悟のほどが問われている**と考えられます。そして、その大人も孤立させず、学校内でいえば、組織的に対応する、また教師だけでなく、保護者や地域の方々、さらには関係機関や専門機関の方々とも連携を図りながら、社会全体で一体となって解決していくなければなりません。学校に通う子どもたち一人一人の心に、人への思いやりとともに正義感も養いながら、悪に染まらずに、善を行なう強い行動力を育てることも求められます。「あなたを絶対に守る」という大人の真剣な姿を見せずして、いじめを受けている子どもたちに安心感、勇気、希望など、一体何が伝わるでしょうか。

いじめから子どもたちを救うためには、身の回りにいる大人一人一人が「いじめは絶対に許されない人権問題である」、「いじめは人として卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも加害、被害の立場にかかわらず起こりうる」との認識に立ち、大人自身がまずその役割と責任を自覚していくことが求められます。

学校の内外でいじめを根絶し、子ども一人一人が豊かな心を育みながら、安心して社会生活を送っていくことができるかどうかは、大人の意識にかかっていると言っても過言ではありません。

ですから、学校においては、まず教師自身が豊かな人権感覚をもち、教育相談的な手法を身に付けながら、日々全ての子どもたちの心を見つめ、寄り添っていく重要性を認識して職務にあたらなければなりません。いじめを防止すべき教師が、子どもの心を傷付けるような言動をとることがあってはならないのです。

学校においては、担任が一人で問題を抱える時代ではなくなりましたが、保護者も家庭だけで抱える時代ではなくなりました。「見えていない種」のうちに、あるいは「育ちつつある芽・見え始めた芽」のうちにしっかりと対応をとって「いじめの根」を絶ち切って、子どもたち一人一人に安心感をもたらしていきたいものです。それが子どもたちよりも少し長く人生を過ごし、生きる智恵をもっている私たち大人一人一人の責任ではないかと考えます。本校に学ぶ子どもたち一人一人の学校生活が、安心でき、楽しく、充実した毎日となるように、学校・家庭・地域社会・行政等が一体となって子どもたちの生命と心を守っていきたいと考えています。

今後も子どもたちが安心して本校に通い、楽しく充実した学校生活を営むことができるよう、「いじめ」についての基本情報を共有し、学校・家庭・地域社会の役割や義務、未然の防止策から認知後の対応方法等に至るまで、今、行っていることを整理し、今後できること、やるべきことを形にする、その一歩にしていきたいと考えています。放置すればいじめにつながってしまう「見えていない種」、「育ちつつある芽」等は、子どものあらゆる集団に内在化しているという認識に立ち、それらが重大事態を引き起こすことのないように、いじめを根絶していくことを決意するとともに、子どもたち一人一人が安心して、楽しく充実した学校生活を日々送ることができることを願って、平成25年6月に制定された「いじめ防止対策推進法」〔以下、「推進法」という〕の趣旨のもと、「練馬区立関町北小学校 学校いじめ防止基本方針」〔以下、「関北小基本方針」という〕を作成いたしました。

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

第1節 いじめの定義

推進法：第2条に示されているとおり、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

具体的ないじめの態様としては以下の通りであるが、この中には、場合によっては犯罪行為として取り扱われるべきものとして、早期に警察に相談したり、児童等の生命の安全や財産に重大な被害が生じるものとして、直ちに警察に通報したりする必要があるものが含まれる。それらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮したうえで、警察と適切に連携することが求められる。

〈いじめの態様の一例〉

- 心理的ふざけ型→いやがらせ 持ち物隠し・破壊 故意の暴力〔叩く 蹤る〕 唾かけ 等
- 心理的いじめ型→仲間外れ 無視 しつこい悪口・陰口 冷やかし からかい 接触拒否 逃避
インターネット等での誹謗中傷 等
- 物理的ふざけ型→着ているものを脱がす 危険なことの強要 等
- 物理的いじめ型→現金等持ち出しの強要 文房具等の破損 プロレスごっここと偽っての一方的暴力 等

第2節 いじめ防止等の対策に関する基本的な方向性

子どもたち一人一人は、いつの時代にあっても、社会の宝として、かけがえのない存在である。子どもたちが心を開き、安心して生活しながら、自らの夢や希望に向かって生きていくことのできる社会は健全である。学校は、子どもたちが集団に対する所属感をもちながら、人とかかわる中でその力を発揮して、将来を生きるために必要な知識や技能だけでなく、社会性や協調性などさまざまな生きる力を身に付け、成長していくことのできる場でなければならない。

しかし、そういう集団の中で一度「いじめ」が起こると、その集団や学級は子どもにとっては居場所がなく、心身の苦痛を感じるだけで、その健やかな心身の成長を阻害する場となり、将来にわたって深刻な影響をあたることになってしまう。

そこで、子ども一人一人が安心して心を開き、多くの仲間や教師と共に生きる中で、自らの夢や希望に向かってすすんで取り組んでいくことのできる学校生活の実現のために、「いじめ」を防止する基本的な方向性を以下に示す。

- (1) いじめはどの学年・学級にも、どの子ども集団にも起こる可能性があり、子どもの心を傷付ける、最も身近で深刻な人権侵害行為であるという認識を共有する。
- (2) いじめを防止していくためには、いじめに対する知識を共有化し、特定の子どもの問題に特化せず広い視野で、日常的に、学校全体で子ども一人一人の心に寄り添う指導を徹底していく。
- (3) 子ども一人一人が、いじめ根絶・いじめ撲滅の必要性を自覚できるような指導を行う一方、子ども自身が、子ども集団・子ども社会の形成者として、いじめを許さず、互いの人格や存在を高め合うことができるような実践力を身に付けられるようにする。
- (4) 校内の「いじめ防止対策委員会」を中心に、個々の子どもや子ども集団の微妙な変化に柔軟に対応し、それに関する情報交換に努め、事態が深刻化しないように必要な対策を構築していく。
- (5) 学校内だけでいじめ問題を解決できるとは限らない以上、保護者や地域社会の人々、あるいは関係機関との効果的な連携を図りながら、いじめの未然防止に努めていく体制を整える。

<参考：「いじめ」行為に対する基本的な認識>

- | | |
|-----------|---|
| ○いじめの内容 | <ul style="list-style-type: none">・学校等に対し、不適応状態にある者が仲間を求めるいじめ・仲間同士の葛藤から生じるいじめ・仲間内で自分の優位性を誇示するいじめ・仲間の結束を図るためのいじめ・他者との違和感からくるいじめ・学級内の心情的な不安等から生じるいじめ 等 |
| ○いじめの背景 | <ul style="list-style-type: none">・規範的な価値判断が子どもの世界で築かれていないときに発生しやすい。・表層化した人間関係から極めて容易にいじめの構造が生まれる危険性がある。 |
| ○いじめる理由 | <ul style="list-style-type: none">・相手に対する仕返しをする。・相手は何もしていないが、なんとなく気に障る。・相手の言動に対して、なんとなく腹が立つ。・相手に自分の言うことを聞かせたい。・相手がいい子ぶっていると勝手に判断している。 等 |
| ○いじめる側の特性 | <ul style="list-style-type: none">・学校に対する不適応感が強い。・親密な友人関係を求めているが、素直に表現できない。・社会規範にルーズな面がある。・人間関係づくりに対して積極性が不足している。 |

- ・自己肯定感、自信、自己主張が欠如している。
 - ・欲求不満の状況が続いている一方で、物事への耐性が欠如している。 等
- いじめの構造
- ・「いじめっ子〔加害者〕」の立場
 - ・「いじめられっ子〔被害者〕」の立場
 - ・「はやし立てて面白がって見ている子〔観衆〕」の立場→いじめを是認する存在
 - ・「見て見ぬ振りをする子〔傍観者〕」の立場→いじめを暗黙で容認する存在

第3節 いじめ防止等に向けた関町北小学校の基本方針

学校内からいじめを根絶するためには、学校全体でいじめを許さない校風・風土をつくっていくことと共に、家庭や地域社会と一体となった取組が求められる。以下、学校、家庭、地域社会で行っていきたい取組を示す。

(1) 学校において 一感謝・尊重・探究の姿勢を大切にしてー

① 温かい学年・学級・専科経営をもとに、人権教育・道徳教育・特別活動等を充実させる

- ・教師自身が人権感覚の向上に努め、日々の指導の中から、威圧的な言動を排除し、身をもって児童に範を示す。
- ・児童一人一人の自己肯定感、所属感、達成感を大切にした学級・専科経営を充実させ、子どもの夢を育て、共によりよく生きようとする意欲を喚起する。[人をいじめることより、もっと価値のある、すばらしい生き方があることを理解させる]
- ・多様な見方や考え方があること、自分の考えを述べ合うことをベースに、言葉を大切にして、互いに認め合い、学び合う楽しさ等が感じられる学年・学級〔専科〕経営、授業実践に努める。
- ・「特別の教科 道徳」の時間において、いじめ防止に向けた読み物資料等を活用していく。
- ・学年に応じて、各教科領域の授業において、普遍的かつ個別的な人権課題について指導する。
- ・構成的グループエンカウンター、コーチング、セカンドステップ等の手法を生かしたソーシャル・スキルの向上を図る。
- ・練馬区の施策を積極的に推進する。[いじめ撲滅キャンペーンの活動など] 等

② 子どもたちの心に受容的に寄り添い、共感的な理解を徹底する

- ・子どもたちの「問題を自力解決できる力」への信頼と共感的理解に基づく助言などを大切にする。
- ・「人権侵害は絶対に許さない」姿勢と暴力否定の毅然とした態度を示す。
- ・「いじめられる側にも問題がある」という意識の排除といじめる側の正当性意識の是正及び排除に努める。
- ・年3回の「楽しい学校生活のためのアンケート」、夏季休業明けの「夏休みの生活についてのアンケート」を全児童対象に実施し、児童一人一人の学級内での「心の居場所」について確認し、日々の学級経営に生かす。 等

③ 子どもたちの多様な社会集団への所属意識・帰属意識を向上させる

- ・子どもたちが生きる21世紀においては、言語、文化、伝統、生活様式等々、他者との違いを素直に受け入れながら、相互理解を図る力が求められる。そこで、学校や地域社会における多様な人間関係づくりや異年齢集団の形成を促進する。
- ・地域主催行事への積極的な参加を奨励し、地域社会の一員としての自覚を高め、地域社会の方々とのつながりを深める。 等

④ 校内での組織的な指導体制を築き、担任への支援体制を確立する

- ・教員の閉鎖的意識、いじめに対する認識のズレ、いじめ防止に対する意識の個人差等を解消する。

- ・推進法第22条の規定のもとに設置される「いじめ防止対策委員会」を中心に開かれた協力体制、複数で対応する組織づくりをすすめ、情報の共有化に努め、いじめ行為をする側の児童への一斉的かつ個別的な指導、入手情報の迅速な判断や対応策の検討等、学校全体で状況の打開に努める。
- ・いじめサインの発見力〔真実を見抜く眼力〕の向上やいじめに関する情報の受け止め方についての研修会や情報交換会を実施する。 等

⑤ 学校と家庭・地域社会・関係機関との間の連携を強化する

- ・保護者と教師がしっかりと連携し、児童一人一人の心に寄り添うことができるように、日ごろからの信頼関係の構築に努める。その前提是、学校〔学年・学級〕の教育情報を進んで公開し、共に解決にあたる姿勢を示すことである。
- ・「いじめは卑怯な行為であり、絶対に許されない。子どもを絶対守る。」という態度を保護者と教師が共有できるように、啓発活動をすすめていく。見て見ぬ振りは何事においても許されない。
- ・家庭で指導すること、学校で指導することの具体策を共有し、それぞれが役割をしっかりと果たすことができるよう努める。
- ・子どもたちの心の変化に敏感になり、日常的に学校と家庭、あるいは学校と関係機関との間で情報交換できるシステムづくりを進める。 等

(2) 家庭において 一子どもの成長の基盤は家庭にあることを重視して一

- ① わが子に愛情を注ぎ、温かい家庭の雰囲気のもと、日ごろから親子の間で、生命の尊さ、思いやり、人権等について正しい価値観をもつことができるように話し合いを深める。
 - ・親として、どのような思いでわが子を産み、育ててきたか等、「あなたはかけがえのない存在である」「産まれててくれて有難う」という思いをお子さん的心に届ける。
 - ・親としての生き方をわが子に語ったり、その悩みや葛藤、学校での人間関係等について聞いたりする場をすすんで設定する。
 - ・愛されているという実感が、子どもたちの心を安定させ、人への優しさや思いやりの心を育むものとなるので、わが子には全身全霊をもって愛情を注ぐ。
 - ・正しい行いに対しては心から褒め、間違った行いには納得のいくようにしっかりと叱る、このことを繰り返しながら、わが子が善悪の判断基準を身につけ、社会性や正義感等を育むことができるよう正しく導く。
- ② いじめのサインは、家庭内でも発見されることが多いので、いじめに対する関心をもち続け、わが子の言動の変化に注意を払っていく。
 - ・もし、いじめのサインに気付いたら、事の大小にかかわらず、早期解決のために学校側に相談する。保護者と教師が情報を共有しながら、子どもの心に寄り添っていくことが大切である。
- ③ わが子がいじめられている状況があれば、その辛さ・苦しさを共感的に理解し、「あなたを絶対に守る」という強い気持ちを示す。
 - ・学校側とは、問題解決の糸口が見付かるまで粘り強く話し合う。
 - ・子どもの心の傷の解消に向けて、問題解決後も目を離さず、温かく見守り続ける姿勢を堅持する。
- ④ わが子がほかの子をいじめていることが分かったら、まず、いじめを決して許さない、容認はしないという強い意思を示し、その上で、いじめられている子に責任を転嫁するのではなく、必要があれば、なぜいじめ行為を行ったか、その再発防止に向けて、その行為に至った経緯や思い等を聞くようする。
 - ・「いじめは許されない、いじめ行為は不当である」という毅然とした姿勢をもち、学校との連携を図りながら、わが子に反省と改善の機会を与え、その成長を見守る。
 - ・一時的にいじめ行為が解消しても、再発する可能性がある。いじめられた子の生活における安全安心が確保されるように、わが子には言葉をかけ、よりよい方向に導く。

- ⑤ 近隣の子どもたちやその保護者の方との積極的なコミュニケーションを図るとともに、地域社会の中での人間関係も広げていく。
- ・保護者同士の横のつながりを広くもち、子どもたちの間でいじめ等のトラブルが起こっても、親同士が情報交換をでき、互いに支え合える人間関係を構築していく。保護者の問題解決力や相互のネットワークによる支え合いも大切な視点である。
 - ・子ども同士のトラブルに、どのタイミングで保護者がかかわるか、その判断力や問題解決力、保護者相互のネットワークによる支え合いなども、子どものトラブル防止や解決には大切な視点となる。
 - ・わが子だけでなく、保護者も、地域社会の一員として地域行事に積極的に参加し、地域社会とのつながりを築くことに努めていく。

(3) 地域社会において　－子どもは地域・社会の宝であることを意識して－

- ① 生命にかかわること、人の心を傷付けること、金銭にかかわること、人の迷惑になること、目上の人に対する暴言などは、最初の指導が肝心である。気付いたことがあれば、学校に連絡し、さらに指導を重ねていく。その一方で、子どもたちに善なる行いが見られたら、子どもたちへの励み、ほかの子へのよき手本にしていくため、学校に連絡するように努める。
- ② よいことをしたら褒められる〔認められる〕、間違ったことをしたら叱られる〔次回に改めるチャンスが得られる、成長のきっかけができる〕、その繰り返しで子どもは望ましい方向へ、個性豊かに育っていく。地域に暮らす子どもたちもわが子のように、よいを見たら温かく褒め、反対に間違っているを見たら、厳しく叱るようにする。会津藩日新館での「什の教え」の如く、「ならぬものはならぬ」そういうことを伝えられるのも、地域住民の力である。
- ③ 地域ぐるみの連帯感を育み、子どもたちを地域の中で育てるという意識を高めるために、地域の行事に参加している子どもたちにすすんで声をかけ、地域の方々とのつながりが深まるよう、温かく見守る。
- ④ 地域の方々の経験や技能を生かしながら子どもたちとのつながりを深められるよう、学校の教育活動にすすんで協力する。
- ⑤ 地域社会に住む大人として、子どもの前では正しい振舞いをする。子どもの姿を見たら交通ルールやマナーは「必ず守る」という姿勢を示す。子どもたちに「大人は勝手、大人はズるい」等の思いをもたさないようにし、大人や地域社会への信頼感を高める。

第2章 いじめ防止等のために関町北小学校が実施する方策

第1節 「いじめ防止対策委員会」について

いじめは、その対象になった児童の心を深く傷付け、場合によっては、その生命や心身に重大な危険を伴うおそれのある重大な人権侵害行為である。

本校では、いじめの些細な兆候や児童からの訴え等を、一部の教職員だけが抱え込むことにより、初期対応が遅れることのないように、校務分掌組織に「いじめ防止対策委員会」〔以下、「委員会」という〕を設置し、委員会を中心に、学校が組織的に対応できるようにする。

(1) 構成　＊委員会の責任者は校長とする。

○校内職員：校長・副校長・生活指導主任・教務主任・教育相談担当・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・その他校長が必要と認める者

○校外関係者：スクールカウンセラー・心のふれあい相談員・主任児童委員・民生委員・子ども家庭支援センター職員・学校教育支援センター職員・その他校長が必要と認める者

(2) 活動内容

- 本校における「学校いじめ防止基本方針」に沿った取組の企画・推進・評価
- いじめに関する情報を入手した際の情報の共有化と学校組織としての対応策〔関係機関との連携を含む〕の検討
- いじめ問題を解決する過程の掌握と解決後のアフターケアの確認
- いじめ防止に向けての児童や保護者、地域住民への啓発活動の実施
- その他、いじめ防止といじめ対応にかかわる方策の推進など

(3) 招 集

- 年度当初・夏季休業期間内・年度末に委員会を構成する校内職員と校外関係者が集まり、全体会を開催する。
- 上記以外、校長が必要と認めた場合、委員会を不定期に招集する。

第2節 学校におけるいじめ防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止のための取組　ー教員の指導力の向上と学校としての組織的対応ー

いじめは児童一人一人の健全な人格形成に大きな影響を及ぼしかねない人権侵害行為である。本校は子どもたちの学校生活からいじめを根絶し、誰もが安心して学校生活を楽しみ、健やかに心と体を育っていくことができるよう、いじめの未然防止につながる取組を以下のように推進していく。

また、危機管理の視点からとらえれば、「いじめがない」という状況は、次に「いじめが起こる」という前段階であると押さえ、危機の予測・予知、防止・回避、あるいは危機的状況が発生したときに、いかに問題を最小限にとどめるかという「危機管理の視点に立った指導体制」も整えていきたい。

○危機前　何も起きていない状況下でも「いじめがあるのではないか」という意識をもち、相談体制の整備や情報収集に努める。

○危機発生時　いじめの事実を確認し、拡大防止に努め、学校組織を挙げて全力で取り組んでいく。

○危機後　「危機後は危機前である」と認識し、全校指導体制を点検し、一層きめ細かく、児童の心の保護や継続観察等の対応をしていく。

ところで、学校生活の主役である子どもたちには、自らの学校生活を、いじめのないよりよいものにしていく力を身に付けてもらいたいと考える。以下は、子どもたちに育てたい資質・能力の一例である。

○自己肯定感・自己有用感　○規律ある生活態度や規範意識　○素直で優しい心と豊かな感性
○他者との違いやそのよさを認識する力　○他者とのよりよいコミュニケーション力

○異なる文化や習慣等を理解する力　○夢や課題に向けて挑戦する意欲　○自制心・自律心

○試行錯誤を厭わない姿勢　○ストレスに適切に対処できる力　○社会貢献への意欲

以上を踏まえ、「教員の指導力の向上と学校としての組織的対応」の視点から、いじめ防止に向けての取組を以下のように構築した。

① 教職員による指導および取組

ア　いじめ防止対策委員会の設置および学校いじめ防止基本方針の策定

イ　いじめ防止に関する校内研修会の実施〔いじめサインの発見力の向上〕

ウ　児童や保護者の相談に随時対応できる教育相談体制〔個別面談や家庭訪問等〕の確立と充実

・定期的な個別面談による悩みの早期発見

子ども集団の中では、個々の子どもの多岐にわたる悩みや願いを把握しにくい。年間指導計画に個別面談を定期的に位置づけ、子どもの悩みの早期発見に努める。「先生は面談した子どもの味方である。秘密は絶対に守る。」というスタンスを厳守する。できない場合には、日記等の連絡ノートの活用を検討する。⇒必要に応じ、プライバシーに配慮し、校内で情報共有を。

・「気になる子」の話を聞く相談・指導

聴くためのポイント 一都研・学校教育相談推進資料一

*話しやすい雰囲気をつくる 椅子の位置・話の入り方等の工夫

*先入観を持たずに聞く 心をこめて聞く

*質問はできるだけ控える 尋問されているように思わせない配慮

*相手の発言をじっくり待つ 焦らずに待つ ゆっくりと考えさせる

*勝手な解釈や評価、批評をやめる 子どもの発言を受け止め、否定しない

・教育相談体制の充実

心理や福祉の専門家等と連携し、校内の教育相談体制を整備するとともに、「24時間いじめ相談ダイヤル」等の電話相談体制の利用を奨励する。

エ 担任と子ども一人一人との計画的な面談や交換日記等の実践〔話を聴くときの留意事項：話しやすい雰囲気づくり・先入観をもたない・相手の話を待つ・質問は控える・勝手な解釈や批評をしない 等〕

オ 学級・専科経営における人権教育・生命尊重教育・道徳教育の徹底および受容的風土の形成
カ 共感的理解につながる教育相談機能の確実な習得および積極的な活用

キ 児童一人一人の存在感〔自尊感情〕・所属感・達成感を高める学級・学年経営の充実

ク いじめ防止に関する授業の全学級、年間2回の実施〔いじめ防止教育プログラムの活用を含む〕

ケ 異学年・異世代間交流の促進〔なかよし班活動の推進 高齢者・障がい者・外国人等との交流〕

コ いじめ防止に向けた授業の各教科領域の年間指導計画における位置付け

サ 年間2回の「楽しい学校生活のためのアンケート」、夏季休業明けの「夏休みの生活に関するアンケート」の実施、学校の教育活動に対する保護者アンケートの年間3回の実施と、その分析および活用

シ 関北スタンダードの活用と規範意識の育成

ス 特別支援教育の推進と発達障害等に関する理解の徹底〔特別支援教育コーディネーター&巡回指導教員&特別支援教室専門員等の活用 外部講師を招聘しての特別支援教育や発達障害等に関する研修会の実施〕

セ 基礎的・基本的な内容の習得等、学力保障につながる学習指導の充実

ソ 練馬区のいじめ防止に向けた施策への協力および関係諸機関との定期的な情報交換の実施

タ 児童会活動の一環としての「いじめ防止スローガン」等の作成と啓発活動の推進

チ 学年に応じた「法教育」・「情報モラル教育」の実施

ツ 日常的な「楽しい授業・分かる授業」の実践と継続的な授業改善・教材開発〔学習目標の明確化・児童が真剣に向き合える教材の作成・葛藤場面の設定と啓発 等〕

テ 教職員自身の人権感覚・指導のあり方への振り返りとともに、教職員の不適切な行為〔暴言を含む〕や体罰等の撲滅に向けた研修の実施と全教職員による実践

ト 児童の発達段階に応じた様々な社会体験や体験活動の推進とその充実

ナ 教員の自主的な授業公開と学び合う教師集団の形成

ニ 学校間の相互協力・地域社会とのネットワークの構築〔幼稚園・保育園・中学校等との連携〕

ヌ 担任を支える校内支援体制の充実〔教師の高いモラールの育成〕と情報収集能力の向上

・いじめサインの集約・集積により、いじめであるとの判断が容易になる

・収集、分類、整理されたいじめのサイン群は、いじめの発見を容易にする

・収集する範囲は、広いほど具体的なサインが収集できる

・サインの集約・集積の体制が有効に働くためには、関係者の間に「いじめは絶対許さない」という共通認識が必要である

- ・サインの集約・集積の体制を効果的にするには、校長のリーダーシップと学校の組織的対応が必要である。

⇒教師は日常的な指導の中で、「気になったこと」をメモ書きし、集約・集積の体制を管理する教師〔いじめ防止推進教員〕に集約する

⇒集約・集積を管理する教師は、情報を集積・整理・分析して、必要に応じて会議を招集し、さらに詳しく検討または情報収集して、管理職に迅速・正確に報告する。〔収集した情報は、分析を容易にするため、コンピュータの表計算ソフトで管理する〕

- ・職員全体での役割分担の確認

保護者会の開催 資料準備 関係者との調整 相談機関との連携 心のケア 専門知識の活用 関係機関との連携〔主任児童委員等〕 継続的な指導とアフターケア 校内外の巡回 学年指導 学校だよりの発行 児童会・生徒会指導 キャンペーン検討

ネ 教師個々のいじめ発見力の向上 *教師が不適切な指導をしないことが大前提である。

- ・グループ内の子どもの力関係を見抜き、弱い立場の子どもの動向に着目できるか。
- ・暴力行為を見たときには、迅速・的確な指導ができるか。
- ・問題行動にいじめが絡んでいないか、その背景・原因を徹底的に調査できるか。
- ・保護者からの訴えを心の奥底で真摯に聞き取り、情報を校内に開示できるか。
- ・当事者の訴えがなくてもその疑いがあるときには、情報収集に徹し、事実を確認できるか。
- ・一過性のけんかかいじめか、確実な情報から見抜く、見極める眼力をもっているか。
- ・学級の人間関係を把握しているかどうかという教師の指導力、子どものわずかな言動を見逃さない注意力をもっているか。
- ・児童のトラブルや課題に対して、温かい受容的な心と言葉で、子どもの側に立った指導助言ができるか。

② 子どもたちによる主体的な取組

ア 校内いじめゼロ運動の実施

イ いじめ防止スローガンの作成

ウ 朝のあいさつ運動

エ きょうだい学年活動の実践

オ 代表委員会と学級会とのつながりの強化〔本校に残したい言葉・残したくない言葉の一覧作成
いじめ撲滅に向けた各学級のスローガンの作成 等〕

③ 家庭や地域社会との連携における取組

ア 学校ホームページ等の広報活動による、いじめ防止に向けての啓発活動

イ 保護者が安心して相談できる校内体制の確立

ウ 学校教育支援センター、子ども家庭支援センター、児童相談センター、人権擁護委員、主任児童委員、民生委員等の専門家との定期的な情報交換会の実施

エ 地域主催行事への積極的な参加の奨励

オ いじめ防止のための学校と地域社会〔駄菓子屋・ゲームセンター・コンビニエンスストア等〕
とのネットワークの構築

<参考> 「いじめ」発見につながる子どもからのサインについて

(1) いじめられている側の子どもの特徴[例]

A 身体のどこかに変調はありませんか？

- 顔面の傷、鼻血の跡、痣などがある。
- 給食や家庭での食事を残したり、けがをしていても詳しい説明をしなかったりする。

B 表情や情緒に変化はありませんか？

- 暗く沈みがち、無気力、情緒不安定、おどおどしている、視線が定まらない等の様子がある。
- うつむいて歩いたり、カッとなったり、粗野な行動が目立ったり、苛立ちが多くなったりする。

C 持ち物の紛失などはありませんか？

- 机やいす、教科書などに落書きされたり、文房具を壊されたり、かばんや靴を隠されたりする。
- 傘を勝手に持っていたり、自分の自転車に傷を付けられたりする。

D 服装の乱れ・変化はありませんか？

- ズボン、スカート、上着などに靴跡がついていたり、汚れるはずのない所が汚れていたりする。
- 服装や髪形、装飾品などが変わる。

E 金銭の使い方などに変化はありませんか？

- 家の現金がなくなったり、小遣いの不足を訴え、使い道を言いたがらなくなったりする。
- 持ち物の量や種類など、その趣向が急に変化する。

F 友達関係に変化はありませんか？

- 今までかかわってきたグループからはずされ、一人ぼっちのときが増える。
- 嫌なあだ名で呼ばれたり、仲のよかつた友達と遊ばなくなったりする。
- プロレスごっこなどと称し、親しくない友達と過激な遊びをする。
- 暴力を受けても、ふざけ合いと言ったり、笑ってすまそうとしたりする。
- さほど親しくない仲間と一緒に、空き教室やトイレから出てくる。
- 普段行かない繁華街や公園などに呼び出されたり、行ったりする。
- 教室移動や下校時に友達の荷物を持たされる。
- 着ている服を無理やり脱がされたり、写真に撮られたりする。
- 関係ないときに、歌を歌わされたり、給食中にいたずらをされたりする。
- 特定の友達の失敗や規則違反等に強く反発したり、訴えたりする。

G 大人への対応や家庭生活[言葉遣いなど]に変化はありませんか？

- 話す言葉が少なくなったり、返事が曖昧になったりする。
- 問い合わせようとしたくなったり、いきなり乱暴な口調になったり、感情の起伏が激しい。
- 電話の応対が不自然になったり、インターネットや携帯電話の使用料が急に多くなったりする。
- 食事を一緒に摂りたがらなくなったり、風呂に入りたがらなくなったりする。
- 自分の部屋から出てこないことが多くなる。
- 学校をはっきりした理由もなく休みたがったり、転校を希望したりする。
- 遅刻や早退が目立つようになったり、登校時刻ぎりぎりになるように家を出たりする。
- 格闘技に急に興味をもったり、刃物を持ち歩いたりするようになる。

H 学校生活での様子に変化はありませんか？

- 無責任、無関心な行動が増える。
- ほかの友達がいやがるような仕事を一人だけで行う。
- 教室に一人で遅れて入ってくる。
- 忘れ物が目立つたり、役を降りたいなど、急に意欲をなくしたりする。

特別な用事もないのに、職員室や保健室などに来ることが増える。

下校が早くなり、人目を気にしながら帰るようになったり、一人だけの下校を恐れたりする。

I 地域での様子に変化はありませんか？

登下校中に、ほかの児童の荷物等を持たされている。

地域の公園や道路、空き地等に一人でいることが目立つ。

公園や空き地等で、複数の児童に取り囲まれ、笑われたり、小突かれたりされている。

コンビニや商店等で、物品や飲食料をおごらされている。

J 学業、成績の急激な変化はありませんか？

学習意欲がなくなり、成績が下がり続ける。

文字の筆圧が弱くなる。

本を開いていても、視線がぼんやりしていたり、集中していない様子が増えたりする。

(2)いじめる側の子どもの特徴【例】

A 行動面に変化はありませんか？

特定の子どもの身体の特徴や口調をわざとまねる。

B 表情や動作に変化はありませんか？

特定の子どものことをヒソヒソ話したり、視線だけその子に向けて話したりする。

特定の子どもの近くをよけて通ったり、その子が使った蛇口で水を飲んだりしないようにする。

教師や親の目を避けるようにして、友達と話す。

特定の子どもについて、手紙やメールを回す。

仲間と目配せし、特定の子どもに威圧感などを与える。

特定の子どもの机やいす、持ち物などにさわろうとしない。

特定の子どもが嫌いな食べ物をわざと大盛りにしたり、最後まで食べるよう強制したりする。

特定の子どものことをわざと無視する。

グループ編成のときに、特定の子どもだけ一人に残す。

特定の子どもに攻撃的な態度をとったり、言葉を浴びせたりする。

人前で、特定の子どもといかにも仲のよい友達であるかのような態度を示す。

C 持ち物などに変化はありませんか？

授業開始のときに、学習用具が乱れていたり、散乱したりしている。

保護者が買い与えていない物品を所持していることが増えている。

不自然な物品の入手先を尋ねても曖昧にし、はっきり答えない。

D 金銭感覚や帰宅時間などに変化はありませんか？

小遣いの範囲内で買えない持ち物が増えたり、飲食をしたりしている。

服装が必要以上に華美になる。

屋外での行動時間が不規則になり、帰宅時間が遅くなる。

E 言葉遣いや態度などに変化はありませんか？

正しい意見なのに、「へエー」等と馬鹿にするような野次を飛ばしたり、支持しなかったりする。

特定の子どもが褒められると、嘲笑したり、しらけたりする。

特定の子どもを「クラスの恥」などと言って、非難する。

特定の子どもを笑い者にしたり、からかうたりする。

特定の子どもを「バイキン」、「〇〇菌」など、相手のいやがるあだ名で呼ぶ。

係や委員を決めるとき、特定の子どもをふざけ半分に推薦する。

授業中、特定の子どもに授業に関係のない質問をする。

- 特定の子どもの得意なところをわざと声に出してけなしたり、責めたりする。
- 特定の子どもに仲間と一緒にになって目配せをしたり、命令的な指示をしたりする。
- 特定の子どもを呼び出したり、不要な或いはできない用事を指示したりする。

F 友達関係や大人への対応に変化はありませんか？

- 何か起こると、特定の子どもの名前を上げ、責任を転嫁する。
- 保護者や教師、地域の方々など、周りの大人からの問い合わせを無視する。

<参考文献:「東京都立研究所 平成7年度「いじめ問題」研究報告書 一いじめ解決の方策を求めてー」

*一部引用・加筆して作成>

(2) 早期発見に向けての取組　　一的確な情報把握と迅速・適切な対応一

いじめの早期発見は、いじめに迅速に対処するには不可欠であり、すべての大人が連携し、子どものわずかな変化を見過ごさない、いじめをすばやく発見する力を高めることが求められる。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合い等を装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、いじめと判断しにくい形で行われることが多い。それゆえ、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、早い段階から的確にかかわって、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。そのために、以下のような取組を実施する。

- ① 年度当初にスクールカウンセラーによる第5学年の子どもたちとの全員面接の実施
- ② 子どもと担任との個人面談や交換日記等の実施
- ③ 管理職やスクールカウンセラー・心のふれあい相談員等による各学級の授業等の観察
- ④ インターネット〔学校裏サイト等〕の定期的なパトロール
- ⑤ 学級担任と専科教員の定期的な拡大学年会や教職員全体での情報交換会の実施
- ⑥ いじめに関する情報をオープンにしやすい学校風土の醸成〔生活指導朝会等での情報提供〕
- ⑦ いじめに関連した子どもの個別ファイルによる情報管理の徹底〔転校生の情報を含む〕
- ⑧ 学校の広報活動による保護者への啓発活動の推進
- ⑨ スクールカウンセラーや外部の関係機関の保護者への紹介
- ⑩ 学童クラブや児童館との連携の強化による放課後の子どもたちの状況把握〔前後期に1回ずつの連絡会の開催〕

(3) いじめ発見時の取組　　＊対応は複数で、時系列に正確に　　いじめ解消の確認は全教職員で

子どもの問題行動に気付いたとき、「もう少し、様子を見よう」、「悪ふざけをしているのだろう」、「単なるけんかではないか」等、安易に判断することで、いじめ自体を見過ごしてしまうことがある。そうならないように、「いじめの芽が小さいうちに」確実に解決できるように、いじめは絶対に許さないという毅然とした思いをもち、早期対応と組織的対応の両面から、いじめられている子どもの悩みや苦しみを教職員が心の奥底でしっかり捉え、学校全体で以下のように対応していく。

- ① いじめ防止対策委員会による対応
 - ア 迅速・正確な情報把握と事実確認
 - イ いじめ解決に向けての具体的な方策・方針の策定
 - ウ 校内職員・校外関係者の役割分担の明確化と進捗状況の確認
 - エ 被害児童・加害児童およびその保護者への具体的なアプローチの実施〔アフターケアを含む〕
 - オ 校内での情報の共有化と関係機関との連携

② 被害児童およびその保護者への対応

- ア いじめられている子どもの身の安全を第一に考え、教職員が一体となって「いじめからこの子を絶対に守る」という毅然とした対応を内外に示す。
- イ 被害にあった子どもを校内で一人にしないように、登校直後、休み時間、給食時間対等、死角となりやすい時間帯を中心に、複数の教員による校内の巡回体制や登下校時の付添い等、できることをすべて行う。
- イ スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等の専門家を活用したり、被害にあった子どもが心を開くことのできる教員とのコミュニケーションを深めたりして、その心のケアに努めながら、学校生活に対する安心感を高められるようにする。
- ウ 休日や長期休業期間中には、家庭訪問をしたり、電話で励ましたりして、被害にあった子どもの心の支えとなるように努める。
- エ いじめられた子どもの辛く、苦しい心情を共感的に理解し、学校全体で全力をあげて支える。
- オ 一人でできることの限界を知るとともに、校内的情報交換が形式的にならないよう、どのように情報を収集し、どの場で集約して、どのような具体的な対策を練るのか、被害にあった子どもに対する全校的な支援体制を作る。
- カ 目に見える行為は解消しても陰湿化することもあるので、教師主導で解決を急がずに、子どもの内面の変容を図ることができるように、腰を据えて対応する。
- キ いじめにあった子どもの保護者には事実関係と今後の対応について真摯に協議して、いじめにあった子どもの下校後や休日の過ごし方等、保護者との連携を日常的に密にして、細部にわたるまで積極的に情報交換を行う。
- ク いじめられている子どもや保護者との心の距離を縮め、その苦しみを深く理解する。

※いじめられた子どもの保護者に対して・・・

- ・事実を正確に伝える。
- ・保護者の心情〔怒りや不安等〕に寄り添う。
- ・学校側の真摯な対応を伝える。〔時間をかけて解決を図る場合にも、その旨を伝える〕
- ・信頼関係の深化を図り、綿密な連絡体制を構築する。

※いじめられた子どもの心のケア

受容：辛さや苦しさを無条件かつ共感的に受け止める

安心：具体的な支援内容を示し、安心感を与える

自信：よい点を認め、励まし、自信を与える。

回復：人間関係の修復・確立を共にめざす

成長：本人自身の自己理解を深め、自立への支援を適切に行う

③ 加害児童およびその保護者への対応

- ア 「いじめは決して許されない行為である」ことを毅然と指導し、二度と行わないという決意ができるように指導するとともに、決して、仕返しや報復をさせないようにする。
- イ 複数の教員により、事実を正しく調査・分析し、加害児童の話の食い違いを一度に正し、即刻いじめをやめるよう、指導する。たとえいじめた児童がいじめの事実を否定しても、客観的事実を積み重ねて、いじめ行為の解明につなげる。〔ただし、「たぶん、この子が」といった先入観をもっての対応は禁物である〕
- ウ 教師間の連携のもと、いじめた子どもの心情や行為の背景、行為の不当性を的確に指導する。
- エ 校長を中心とした組織的な対応を図り、個別に疑問点を掘り下げる等、事情聴取や指導方法の工夫を図る。

- オ 関係した子どもの心情を引き出し、内面の変容を図るため、じっくり待つ姿勢を持つ。〔威圧的にならず、受容的に話を聞き出すことが求められる。〕
- カ 十分な個別指導の後に、できれば最終段階で、関係した子ども双方を引き合わせ、人間関係の修復を図る。〔ただし、「いじめは絶対許されない行為」であるとして、けんか両成敗的な解決は行わない。〕
- キ 保護者の協力を強く呼びかけ、学校と共に解決しようとする姿勢・意欲を示す。保護者同士の連携も深めさせ、社会的規範に基づく協力を求める。
- ク いじめた子どもの人間性のすべてを否定しないようには配慮しながらも、その場限りの謝罪や説諭で終わらないよう、毅然とした指導を継続する。
- ケ いじめた子どもの保護者には、いじめ行為の事実を正しく伝え、共に子どもを教育していくこうとする姿勢を示す。個別の保護者へ遠慮がちにすることなく、保護者会でも問題行動の実態報告に終わらせないように努める。子どもの人格の健全育成を願っている思いが伝わる言い方を工夫し、保護者の相談相手になる。いじめられた側の非ではなく、いじめ行為自体が許されないことを訴えていく。

※いじめた子どもの保護者に対して・・・

- ・事実を正確に伝え、納得できる説明を行う。
- ・保護者の心情〔不安・自責の念・後悔等〕を理解する。
- ・いじめられた側への真摯な謝罪の意義を伝える。
- ・いじめた子どもの立ち直りとその健全育成に向けて、具体的な助言・支援を行う。

※いじめた子どもの心のケア

確認：事実関係、背景、理由、経緯等の確認

傾聴：不満・不安等の訴えを聞く

内省：いじめられた子どもの辛さや悲しみ等の内面に気付かせる

処遇：課題解決、今後の人間関係作り等への助言をする

④ 周辺の児童およびその保護者への対応

- ア いじめを受けた子どもの心の辛さを理解させ、いじめの卑劣さ、卑怯であることを理解させる。
- イ はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることもいじめと同レベルであることを理解させる。
- ウ いじめに気付いたときの対処・通報の仕方について、再確認する。
- エ いじめを止める勇気をもつことの大切さ、知らせる行為の正当性について確認する。

※周辺の子どもへの聞き取り〔例〕

- ・事実関係に矛盾がないかどうか、慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- ・事実を確認後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

⑤ インターネット上でのいじめへの対応 *インターネットパトロールの実施

- ア インターネット上に本校および本校児童に関する不適切な書き込み〔名誉毀損・プライバシーの侵害・誹謗中傷等〕を発見した場合は、直ちに削除する措置をとる。子どもの生命や財産などに重大な影響が及ぼされるおそれがあるときには、石神井警察署に連絡し、適切な措置を求める。また、練馬区教育委員会にも連絡し、練馬区内小中学校にも情報提供する。
- イ 情報モラル教育を推進し、情報活用能力を高めるとともに、情報セキュリティについて徹底を図る。
- ウ 「SNS関町北小ルール」を策定し、そのもとに、各家庭におけるSNSに関するルールを検討していただき、子どもがSNSに伴うトラブルに巻き込まれないような啓発活動をすすめる。

⑥ 教育委員会・関係諸機関との連携

- ア いじめ発見時には第一報として、練馬区教育委員会教育指導課に連絡する。その後の指導経過を含め、適時に報告し、迅速・適切な解決に向けて主体的に対応策を実施していく。
- イ 練馬区学校教育支援センター、練馬区子ども家庭支援センター、児童相談センター、主任児童委員、民生委員等の外部機関とともに、校内のスクールカウンセラー、心のふれあい相談員とは定期的に情報交換を行う。
- ウ 深刻ないじめの場合は、石神井警察署や司法機関にも相談して、適切な支援をいただくこととする。

第3章 重大事態への対処

第1節 重大事態の意味

重大事態とは、いじめによって、

- 当該の子どもの生命や心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき
- 当該の子どもが、相当期間〔年間30日を目安とする〕学校を欠席することを余儀なくされていると判断されるとき
- 当該の子どもやその保護者から、いじめを受けて深刻な状況に陥っているという申し出があったときを指すこととする。

また、重大事態と認められる具体的なケースとしては、

- 当該の子どもが、自死行為を図った場合
- 当該の子どもが、その身体に重大な傷害・障害を負った場合
- 当該の子どもが、金品等に重大な被害を被った場合
- 当該の子どもが、精神性の疾患を煩った場合

が考えられる。

第2節 重大事態発生時の調査および報告等

(1) 調査組織の設置と調査の実施

- いじめ防止対策委員会を中心に、事実関係の掌握と全校対象の調査等を企画・実施していく。

(2) 校内体制の整備

- いじめ防止対策委員会を中心に、全教職員が情報を共有化し、対外的な窓口は副校長に一本化して対応する。

(3) 教育委員会への報告

- 事態発生時に直ちに練馬区教育委員会教育指導課に連絡し、事実関係等を報告するとともに、学校としての対応策を主体的に実施し、必要な支援をいただく。

(4) 外部機関との連携

- 練馬区教育委員会のほかに、石神井警察署、児童相談センター、練馬区子ども家庭支援センター、練馬区学校教育支援センター等々、関係機関と連携し、重大事態への対応とともに、ほかの子どもの心のケア等について、万全の対応をとる。
- マスコミには副校長を窓口として一本化し、丁寧かつ正確な情報提供を行い、本校児童や保護者等への取材活動を行わないように要請する。

第4章 学校のいじめ防止行動に対する検証

第1節 いじめ防止に関する学校の組織体制

いじめはいずれの学級でも起こりえる案件と考え、それに対する学校としての防止体制をはじめ、学校の組織のあり方を常に見直していかねばならない。特に、以下の組織体制については、学校の自己評価・外部評価等、幅広い視点から見つめていくことが必要である。

(1) いじめ防止対策委員会

- いじめ防止対策委員会が、いじめ防止の中心として機能していたかどうか。
- いじめ防止対策委員会の提案事項が、全教職員の共通認識のもと、すべての教育活動の中で具体的に実践されていたか。
- いじめにつながる案件が生じたときに、いじめ防止対策委員会に迅速に情報提供がなされ、学校全体で問題解決にあたる方策がいじめ防止対策委員会から示され、実践されたか。
- 問題解決後においても、いじめ防止対策委員会が中心になって、関係する子どもや保護者等との支援を確実に行い、再発防止に努めることができたか。

(2) 教育相談体制

- いじめの未然防止、いじめの早期発見に向けて、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と学級担任との連携が十分になされたか。
- スクールカウンセラーと5年生全員との面談や学級担任と学級の子どもとの面談等、いじめの防止に向けた取組が計画的に行われたか。
- 教員相互、子どもと教員だけでなく、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との連絡・相談等が互いに心を開き、円滑に行われたか。

第2節 いじめ防止に関する子どもへの指導内容

いじめを防止するには、子どもたち一人一人がその存在感を發揮し、集団に対する所属感に満たされ、様々な活動を通して達成感や満足感を味わうことのできる、温かい学級・専科経営をもとに、子どもたち一人一人が自他の生命・存在・人権等を大切にできる豊かな心を育んでいくことが必要である。そのためには、人権教育をすべての教育活動の基盤として、以下の内容を各教科領域等の特性を意識しながら指導していくことが求められる。〔本校の「人権教育の推進」より抜粋〕

- (1) 社会奉仕体験活動、自然体験活動、勤労生産活動等の多様な体験活動の実施による社会性や豊かな人間性の育成
- (2) 偏見や差別意識等の解消のため、子どもたち一人一人の学習意欲の高揚、基礎的・基本的な内容の確実な定着等をめざす学習指導の充実、物事を科学的・合理的に考える力の育成
- (3) 子どもたち一人一人が生き生きと意欲的に学校生活が送れるように、そのよさや可能性を伸長させ、自立を促し、自己肯定感を高める生活指導・進路指導の充実
- (4) 障がいのある人々が社会の一員として平等に活動できる社会の実現をめざし、相互理解と連帯感を育む教育の推進
- (5) 男女平等参画社会の実現に向け、正しい男女平等観に立った人間形成と社会的風土づくりをめざす男女平等教育の推進
- (6) 人種・民族等を異にすることによって人権が損なわれることのないように、人権尊重の精神を基盤とした国際理解教育の推進

第3節 校内研修による教職員の意識啓発

いじめについては、子どもが置かれている社会情勢・時代の変化・学校環境等によって、その表れ方や状況が異なることがある。そこで、学校関係者は常により新しい情報を入手し、問題解決に向けての方策を準備しておく必要がある。そのために、以下のような研修を意図的・計画的に実施して、教員の資質・能力の向上に努めていくことが求められる。

- (1) 国内外における人権教育全般についての研修
- (2) 教員の人権感覚や子どもの道徳的実践力の高揚に向けた研修
- (3) 子どもが心を開き、安心して楽しく生活できる、よりよい学級経営・専科経営につながる研修
- (4) 子どもの心に寄り添うための教育相談についての研修
- (5) 子ども一人一人のニーズに応えることのできる特別支援教育についての研修

なお、これらの研修受講後は、各教員がどのようなことを学び、考え、実践に移したいのか交流できるように所定の研修報告書にまとめ、情報を共有していく。

第4節 家庭・地域社会・関係諸機関との緊密な連携

いじめのサインについては、学校内だけでなく家庭や地域社会の中でも確認することができる。子どもの声なき声に耳を傾け、その心の叫びに寄り添い、問題の未然解決を図るには、学校・家庭・地域社会がその垣根を取り除き、情報を共有していくことが必要である。さらに、専門機関との連携を通して、それぞれの立場で行える最善の方策を講じていくことが求められる。そのためには、以下の視点を重視して、いじめ防止、いじめの早期解決に取り組んでいく。

- (1) 保護者・学校関係者による「関町北小学校の教育活動に対するアンケート」の実施と分析

平成29年度3学期より、長期休業前の年3回にわたり、保護者及び学校関係者に「関町北小学校の教育活動に対するアンケート」を依頼し、その中で、学校としてのいじめ防止等に対する取組をはじめ、児童の学校生活、学級生活の状況等を評価していただき、その満足度や指摘された諸課題について長期休業中に調査・分析することにより、次の学期に教育実践、次年度の教育課程の編成に役立てていく。

- (2) 子どもによる「夏休みの生活についてのアンケート」および「楽しい学校生活のためのアンケート」の実施と分析

毎年度、子どもたちの夏季休業中における人間関係の変化やその満足度等を確認し、9月以降の学校生活の充実につなげていくために、9月当初に「夏休みの生活についてのアンケート」を実施する。

また、ふれあい月間の取組として、毎年度、6月・11月・2月の3回、Q-Uアンケートをもとにした「楽しい学校生活のためのアンケート」を実施し、児童一人一人の学級生活における「心の居場所」を把握することにより、その後の学級経営や児童理解に活用できるようにする。

- (3) 関係諸機関とのケース会議およびネットワーク会議等の開催による情報交換

いじめの問題が発生した時には、学校内だけでなく、当該の子どもに関連する情報を多角的に収集し、よりよい解決策を講じていくことが必要になる場合もある。そこで、校長の指示のもと、関係諸機関に連絡のうえ、ケース会議やネットワーク会議等を開催し、子どもやその保護者の心に寄り添うとともに、教員を孤立させないように、学校・家庭・地域社会全体で問題の解決にあたる姿勢を打ち出していく。

おわりに

いじめは、いじめを受けた子どもの心身の健全な成長およびその人格の形成に大きな影響を及ぼし、その心に消えがたい深い傷を残す重大な人権侵害です。いじめは、時として、生命や心身にも危険を伴う虞のある、人として絶対に許されない行為であり、いじめを見て見ぬふりをすることを含め、子どもは、いじめを行ってはなりませんし、教師もいじめに加担したり、容認したりしてはなりません。

いじめは、すべての子どもの心身の健全な成長に直結する問題です。本方針は、全ての子どもが安心して楽しく充実した学校生活を送ることを願い、学校の組織をあげて実行していくことを求めています。

いじめは、いつでも、どこでも、どの子どもにも起こり得るものであって、どの子どももいじめる側といじめられる側の両方になり得るという危険性をも有しています。それゆえ、学校生活全体を通してすべての子どもが「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という意識を高め、自他の生命、人格、存在を尊重し合うことができる心を育む環境を整えていくことが求められます。

そのためには、学校と家庭・地域社会、そして関係諸機関が、いじめが起こったとき、あるいは、未然にいじめを防止するために一体となって活動する姿勢を示さなければなりません。子どもの社会に起こる事象は大人社会の縮図であると考え、行動していきたいものです。

今日、新型コロナウイルスの感染防止に全世界で努めていますが、我が国においても、多くの医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーと呼ばれる方々の努力によって、日々の私たちの生活が支えられています。しかし、残念なことに、感染者や医療従事者の方々に対する誹謗・中傷、差別・偏見といった事案が報告されることがあります。このような人としての在り方を見つめ直し、多くの支えがあることに感謝をする心、互いの存在を認め合い、尊重し合う姿勢、そして、誹謗・中傷、差別・偏見、いじめのない社会や世界、よりよい生き方を探求する態度、こういう内面を重視していきたいと思います。

いじめが起こる一つの要因として、自他を比較して、そこで感じた自己中心的な妬みや劣等感を、相手の集団における位置や立場を低くさせることによって、自己のそれを相対的に高めさせようとする人間の心の弱さがあります。子どもも大人も、そのような心の弱さを自覚したうえで、他者の人格や存在を尊ぶことにより互いの心に穏やかさと安心感がもたらされ、豊かな人格の形成につながっていくと考えます。

ですから、いじめを防止する側の教師の人権感覚が常に研ぎ澄まされ、子どもたちの心を傷付ける不適切な言動をすることのないように、子ども以上に真摯に職務に向き合うことが求められます。子どもに求めることは、まず自ら実践する、その姿勢がなければ、子どもたちに教師の思いは届きません。厳しい姿勢とは子どもに向けるものではなく、自らの指導の在り方、教師としての姿に求めるべきものであると考えます。

本方針が、学校という子どもたちが日々生活する社会の中で、いじめを防止するとともに、いじめのない楽しく、充実した生活環境の実現につながり、子どもたちが温かく、広い心をもち、自由で、幸福な人生を過ごすことに寄与することを心より願っています。

<参考文献>

- ・東京都立研究所 平成7年度 「いじめ問題」研究報告書 一いじめ解決の方策を求めて一

<付則 平成26年7月1日付>

- この「練馬区立関町北小学校 学校いじめ防止基本方針」は、平成26年7月1日から施行する。
- この「練馬区立関町北小学校 学校いじめ防止基本方針」は、平成29年4月1日から施行する。
- この「練馬区立関町北小学校 学校いじめ防止基本方針」は、平成30年4月1日から施行する。
- この「練馬区立関町北小学校 学校いじめ防止基本方針」は、平成31年4月1日から施行する。
- この「練馬区立関町北小学校 学校いじめ防止基本方針」は、令和2年6月1日から施行する。